生徒募集 さっき学園夜間学級

申・問さつき学園夜間学級　TEL06−6991−0637（13:00〜20:00）
問学校教育課　TEL06−6995−3151

市教育委員会では、夜間学級（夜間中学）をさつき学園（春日町13−26、京阪土居駅南東100メートル）で開設しています。

この夜間学級では、いろいろな事情で、小・中学校を卒業できなかった人などが、夜、学ぶことができます。

府内に住んでいる満15歳を超えている人に入学資格があります。

▽「ひらがな」から中学校で学ぶ内容まで勉強できます
▽外国籍の人も入れます
▽授業料はいりません
▽中学校の卒業証書がもらえます

入学を希望する人は、4月28日（金）までにさつき学園夜間学級へ申し込んでください（学校の休業日は除きます）。

なお、この夜間学級（夜間中学）は、府内の11校に開設されており、希望すればどこへでも入学できます。

3月末まで エフエムもりぐち（FM-HANAKO）の閉局

問魅力創造発信課　TEL06−6992−1356

平成5年から地域コミュニティFM放送局として、その時々の地域情報や防災情報などを発信していました「エフエムもりぐち」（愛称　エフエムはなこ）が、令和5年3月末をもって放送を終了することになりました。市では、3月1日（水）からホームページをリニューアルするとともに、公式LINEなども活用して、市政情報を積極的に発信していきます。

発行 終活べんり帳を手にしてみませんか

問高齢介護課　TEL06−6992−1613

本市では株式会社鎌倉新書と協力して「65歳からはじめる　私と家族の終活べんり帳」を2月から発行し、配布をしています。

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送るために、これから終活について考える人とその家族向けに、終活を進めていくうえでのポイントやQ&Aなどを掲載しています。

配高齢介護課、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー

3月27日（月）から 旅券発給申請の一部が変更

問総合窓口課（パスポート担当）
TEL06−6992−1527

①申請書の様式が変更されます

申請書の様式が変更され、古い様式の申請書は使用できなくなります。注意してください。

②下記手続きには必ず戸籍謄本が必要です

新規申請・訂正新規申請・記載事項変更旅券申請をする人は、必ず戸籍謄本（全部事項証明書）が必要です。（戸籍抄本（個人事項証明書）では受け付けできません）

③査証欄の増補ができなくなります

査証欄（ビザページ）に余白がなくなった場合の増補ができなくなります。残存有効期間同一旅券、または、新たな旅券のいずれかの発給申請が必要です。

④一部の手数料が高くなります

発行後6カ月以内に受領せず、同旅券が失効した場合、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際の手数料が従来より高くなります。

詳しくは、市ホームページもしくは、外務省ホームページを確認してください。

入会受け付け中 ファミリー・サポート依頼会員

問もりぐちファミリー・サポート
月曜日〜土曜日　9:00〜17:30
TEL06−6995−7877

ファミリー・サポートは子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助ができる人（協力会員）を結ぶ地域における「相互援助活動」です。

・保育施設や小学校の送迎
・外出の際の子どもの預かり

などに利用できます。

会員になるには会員登録が必要です。登録を希望する人は、事前に電話で申し込んでください。4月以降利用を希望する人も入会の受け付けをしています。

また、協力会員も募集中です（養成講座受講要）

持保護者の写真2枚（3.5×3㎝）、保険料300円

お知らせ

個人市民税・府民税の申告

個人市民税・府民税（以下「個人住民税」）の申告は3月15日（水）までです。

令和5年1月1日に守口市に居住している人は個人住民税の申告が必要な場合があります。

税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人（給与以外の所得がない場合）は、個人住民税の申告は必要ありません。

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合があるので、詳しくは問い合せください。

例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に、別途、納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

また、前年中無収入の人、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合などには、個人住民税の申告書を提出してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、受け付けできません。

申告期間
時3月15日（水）まで
午前9時〜午後5時30分
備土・日・祝を除く。
ただし、3月5日（日）午前10時〜午後3時は休日受け付けを行います。
場課税課市民税担当

申告に必要なもの
▽個人住民税の申告書
▽収入を証明する書類（給与や公的年金などの源泉徴収票、収入内訳書など）
▽所得控除を証明する書類（社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など）
▽個人番号の確認および本人確認ができるもの
・個人番号確認書類（いずれか1点の提示）
個人番号カード、通知カード（住民票上の氏名、住所などが記載されるもの）、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
注令和5年1月1日現在、守口市に住民票がある人は不要
・本人確認書類（①、②どちらか1点または③のうち2点の提示）
①個人番号カード
②顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、学生証など）
③顔写真の無い身分証明書（保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種源泉徴収票、保険料控除証明書など）

郵送での申告

申告書に必要事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料ならびに本人確認書類の写しを同封して、課税課市民税担当へ送付してください。

注昨年に個人住民税の申告をしている人には、あらかじめ申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、連絡してください。

問課税課市民税担当
TEL06・6992・1456

市民無料法律相談（3月分）

予オンラインまたは電話
※予オンラインでの予約が簡単➡

相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前（休日のときは翌開庁日）9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階市民相談室101・102
問魅力創造発信課
TEL06−6992−1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など
▼弁護士※予（1人30分・先着14人）
毎週木曜日13:00〜16:30
▼司法書士※予（1人30分・先着8人）
第2・3・4火曜日13:00〜15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記
▼司法書士※予（1人30分・先着4人）
第2水曜日13:00〜15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など
▼税理士※予（1人30分・先着6人）
第2金曜日13:00〜16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など
▼行政書士※予（1人30分・先着6人）
第1火曜日13:00〜16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など
▼宅地建物取引士※予
（1人30分・先着6人）
第1火曜日13:00〜16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など
▼行政相談委員　予前日までに
第4火曜日10:00〜12:00
備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

内内容　時日時　場場所　対対象　講講師　演演者　¥費用（無料の場合は掲載を省略しています）　定定員　保一時保育　持持ち物
提提出　配配布　備備考　注注意事項　予予約　申申込・申請　問問い合わせ　TEL電話番号　0120フリーダイヤル　FAXファクス　✉メール